

# 五所川原市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

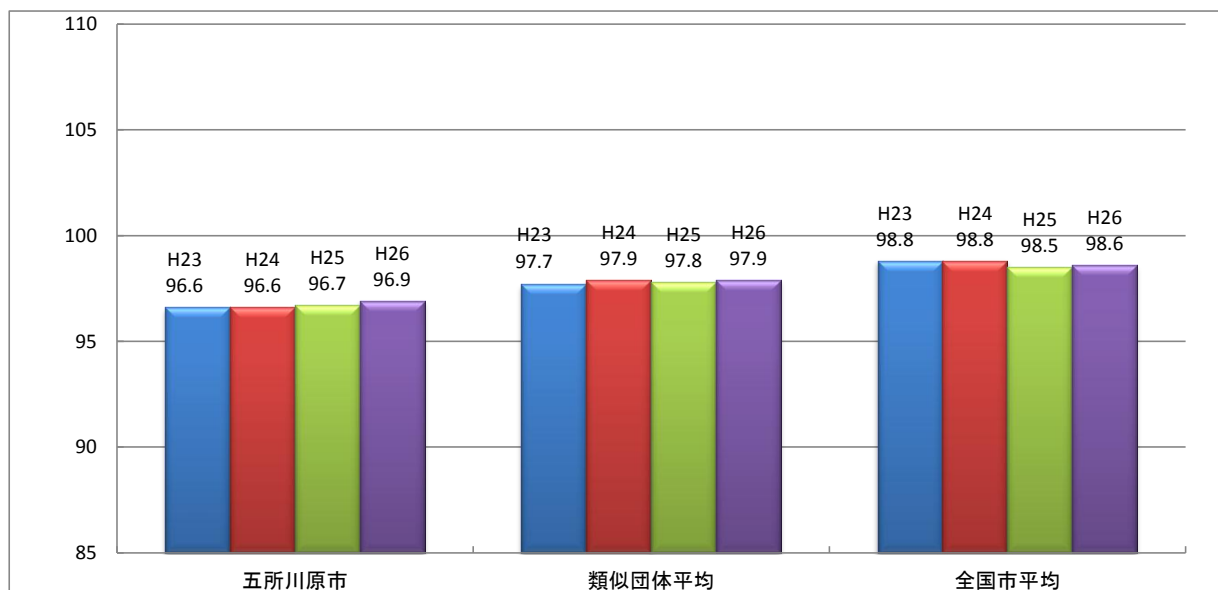
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 59,059	千円 35,375,402	千円 636,644	千円 3,678,746	% 10.4	% 11.5

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 419	千円 1,595,415	千円 166,978	千円 575,023	千円 2,337,416	千円 5,579	千円 5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日  
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。若年層については改定なし。高齢層については最大4%引き下げ。激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

#### ②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五所川原市	43.0 歳	319,943 円	354,423 円	343,228 円
青森県	43.5 歳	334,700 円	402,886 円	366,659 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
五所川原市	51.1歳	33人	321,748円	345,749円	339,627円	—	—	—	—
うち用務員	50.2歳	10人	334,200円	348,398円	346,175円	用務員	54.3歳	199,300円	1.75
うち自動車運転手	53.8歳	5人	332,540円	411,721円	369,957円	家用自動車 運転手	58.8歳	222,900円	1.85
うち学校給食調理員	55.9歳	10人	333,340円	339,420円	340,113円	調理士	42.3歳	190,900円	1.78
うちその他労務員	44.6歳	8人	284,913円	309,117円	311,879円	—	—	—	—
青森県	48.2歳	398人	306,800円	343,977円	330,483円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	49.7歳	34人	316,350円	352,255円	336,838円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
五所川原市	—	—	—
うち用務員	5,544.0千円	2,747.0千円	2.02
うち自動車運転手	6,338.2千円	3,118.0千円	2.03
うち学校給食調理員	5,423.9千円	2,560.0千円	2.12
うちその他労務員	4,837.8千円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成23年～平成25年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③教育職（一）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五所川原市	46.6 歳	395,987 円	419,167 円
青森県	45.5 歳	378,700 円	423,417 円
類似団体	45.3 歳	387,093 円	451,827 円

※ 青森県及び類似団体については、高等（特別支援・専修・各種）学校教育職の数値である。

### ④教育職（二）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五所川原市	49.0 歳	420,873 円	459,042 円
青森県	46.5 歳	392,200 円	431,900 円
類似団体	40.1 歳	302,285 円	332,987 円

※ 青森県及び類似団体については、小・中学校（幼稚園）教育職の数値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		五所川原市	青森県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	— 円
	中学卒	129,200 円	125,400 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,320 円	355,633 円	378,833 円	387,146 円
	高校卒	216,350 円	308,557 円	341,343 円	372,171 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	328,867 円	327,920 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

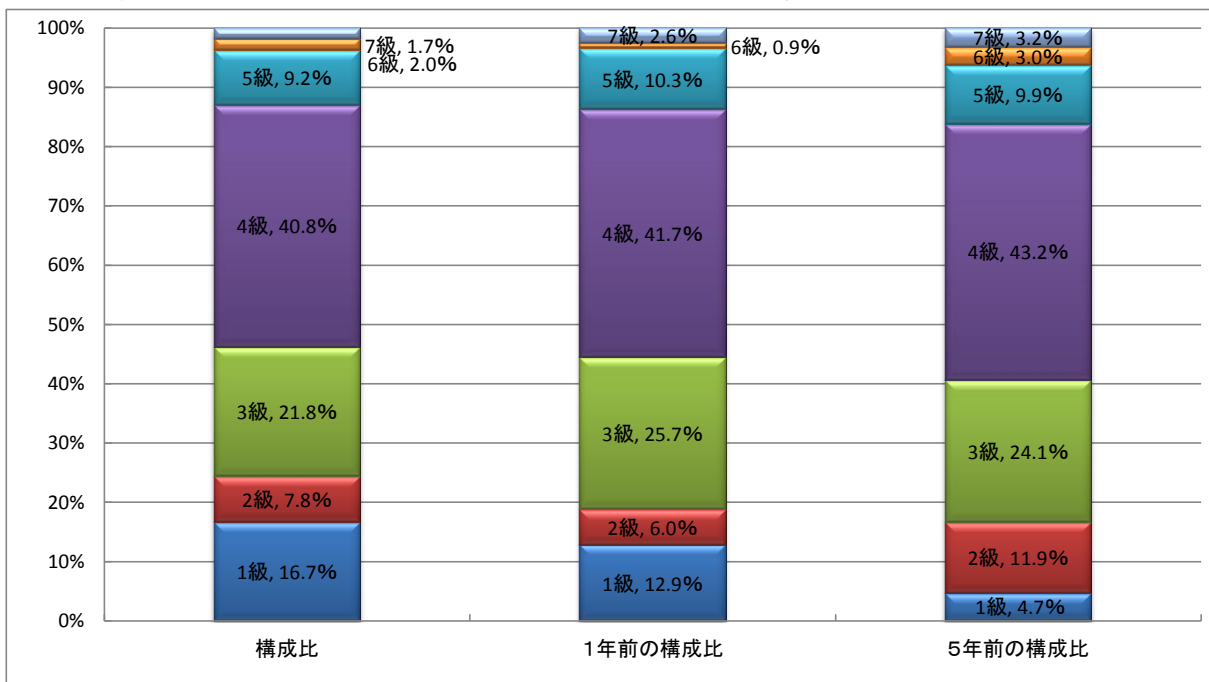
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	6人	1.7%	366,200 円	456,200 円
6級	参事	7人	2.0%	320,600 円	422,600 円
5級	課長	32人	9.2%	289,200 円	400,600 円
4級	課長補佐	142人	40.8%	261,900 円	388,300 円
3級	係長	76人	21.8%	222,900 円	354,700 円
2級	主任	27人	7.8%	185,800 円	307,800 円
1級	主事	58人	16.7%	135,600 円	243,700 円

(注) 1 五所川原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況  
毎年、全職員を対象として年2回勤務成績の評定を実施しています。  
なお、能力と実績にもとづく人事評価制度については、これまで3度の試行を実施し、地方公務員法の改正を受けて平成28年度から本実施することとしています。
- 昇給への勤務成績の反映状況  
勤務成績の評定の結果の昇給への反映は行っていません。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

五所川原市	青森県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,387 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,547 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 (5～15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 (5～20%) ・管理職加算 (10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 (5～20%) ・管理職加算 (10～25%)

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

1 勤務成績の評定の実施状況 毎年、全職員を対象として年2回勤務成績の評定を実施しています。 なお、能力と実績にもとづく人事評価制度については、これまで3度の試行を実施し、地方公務員法の改正を受けて平成28年度から本実施することとしています。
2 勤勉手当の成績率への勤務成績の反映状況 12月から翌年5月までの勤務評定の結果を6月の勤勉手当の成績率に、6月から11月までの勤務評定の結果を12月の勤勉手当の成績率に反映させています。

##### (2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

五所川原市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～4.5%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～4.5%)		
1人当たり平均支給額 21,786 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		2,321 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		1,160,190 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
医療職 (一) の適用を受ける職員	15 %	2 人	15 %

##### (4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		11,436 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		215,767 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		11.2 %		
手当の種類 (手当数)		9 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症患者等の救護、感染症病原体附着物件等の処理作業、感染症病原体を有する家畜の防疫作業に従事した場合	0 千円	日額 290円
税務手当	市税の徴収に関する外勤事務に従事した職員	市税の徴収に関する外勤事務に従事した場合	486 千円	月額 4,500円
社会福祉職手当	生活保護法に関する現業事務に従事した職員	生活保護法に関する現業事務に従事した場合	1,516 千円	月額 5,500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
保育事務手当	保育所に常時勤務する保育士	保育業務に従事した場合	108 千円	月額 3,000円
犬、猫等へい死体処理手当	犬、猫等動物のへい死体の処理作業に従事した職員	犬、猫等動物のへい死体の処理作業に従事した場合	21 千円	1回当たり 300円
用地交渉等手当	用地の取得交渉、物件移転に係る補償交渉、区画整理事業における換地交渉の業務に従事した職員	用地の取得交渉、物件移転に係る補償交渉、区画整理事業における換地交渉の業務に従事した場合	0 千円	日額 300円
診療手当	診療所に常時勤務する医師及び歯科医師	診療業務に従事した場合	5,492 千円	医：月額 457,600円 歯：月額 311,500円
往診手当	診療所に勤務する医師、歯科医師及びその補助者	医師、歯科医師及びその補助者が往診業務に従事した場合	20 千円	社会保険診療報酬点数表に基づく額
エックス線操作手当	診療所に勤務する診療放射線技師	診療放射線業務に従事した場合	57 千円	社会保険診療報酬点数表に基づく額

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	43,476 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	105,524 円
支給実績 (24年度決算)	45,274 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	131,610 円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。)である。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目(配偶者あり) 6,500円 1人目(配偶者なし) 11,000円 2人目以降(1人につき) 6,500円 ※満16歳～満22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		53,861 千円	212,886 円
通勤手当	バス等交通機関利用者 限度額 55,000円 片道2km以上で自動車等交通用具利用者 2,000 ～ 24,500円	同じ		19,815 千円	66,715 円
住居手当	自宅 なし 借家、借間 限度額 27,000円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 15,000 ～ 105,000円			21,999 千円	372,848 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が 週休日、休日等に勤務したとき 4,000 ～ 12,000円	同じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難な職 限度額 410,900円	同じ		3,310 千円	3,309,600 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により単身 赴任となる職員 限度額 68,000円	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日等に勤務する職員 単価 × 135/100 (1時間当たり)	同じ		785 千円	13,069 円
寒冷地手当	五所川原市内その他寒冷の地域に 在勤する職員 7,360 ～ 17,800円	同じ		30,735 千円	65,533 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	834,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 市 長		1,000,000 円 / 440,000 円
報 酬	議 長	425,000 円	698,000 円 / 310,000 円
	副 議 長	381,000 円	620,000 円 / 245,000 円
	議 員	352,000 円	560,000 円 / 222,000 円
期 末 手 当	市 長	(25年度支給割合)	
	副 市 長	2.85 月分	
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	2.85 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副 市 長	給料月額 × 45.5/100 × 在職月数	1,822 万円
	備 考	給料月額 × 26.5/100 × 在職月数	867 万円
			(支給時期)
			任期毎
			任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

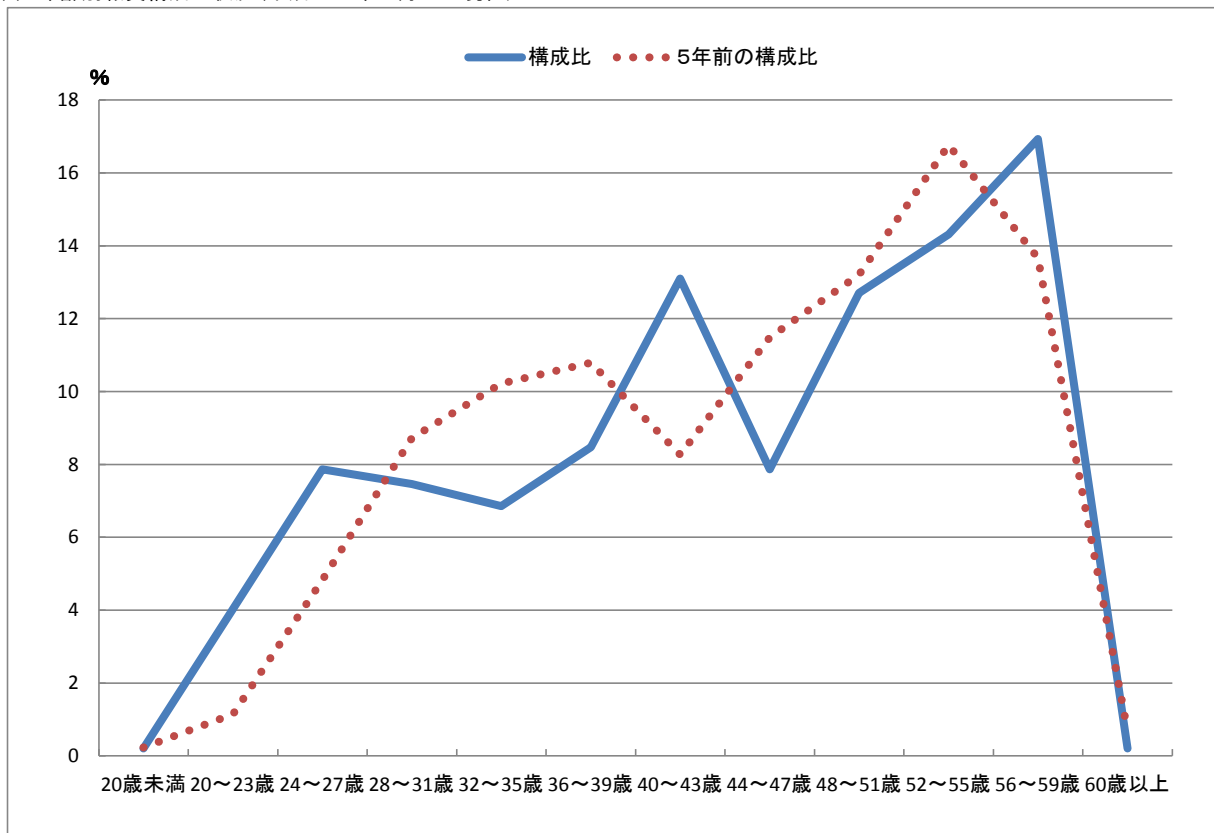
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議 会	5	5	0	国勢調査及び選挙事務体制強化など 退職者不補充及び他部署への配置換  他部署への配置換  区画整理事業事務の統廃合による減
	総 務	100	101	1	
	税 務	34	32	△2	
	民 生	62	62	0	
	衛 生	33	33	0	
	労 働	1	1	0	
	農林水産	41	40	△1	
	商 工	15	15	0	
	土 木	53	52	△1	
	小 計	344	341	△3	
	教育部門	76	72	△4	学校用務員退職者不補充など
	小 計	420	413	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.93 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.79 人)
	水 道	18	18	0	介護保険業務の事務見直しによる減
	下 水 道	13	13	0	
	そ の 他	53	52	△1	
	小 計	84	83	△1	
合 計		504 [ 611 ]	496 [ 611 ]	△8 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.98 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	20人	39人	37人	34人	42人	65人	39人	63人	71人	84人	1人	496人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		371	358	351	351	344	341	▲30 (▲8.1%)
教育		91	88	85	81	76	72	▲19 (▲20.9%)
普通会計		462	446	436	432	420	413	▲49 (▲10.6%)
公営企業等会計		409	409	424	83	84	83	▲326 (▲79.7%)
総合計		871	855	860	515	504	496	▲375 (▲43.1%)

(注) 平成21年から平成23年の公営企業等会計の数値には病院事業職員を含む。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,207,105	千円 257,280	千円 150,664	% 12.5	% 12.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 18	千円 72,227	千円 7,399	千円 26,545	千円 106,171	千円 5,898	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
五所川原市 水道事業	43.5 歳	336,524 円	477,636 円
水道事業 (公営企業会計) 市町村平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

五所川原市水道事業		水道事業（公営企業会計）市町村平均	
1人当たり平均支給額（25年度） 1,475 千円		1人当たり平均支給額（25年度） 1,456 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 — 月分 (—) 月分	勤勉手当 — 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算（5～15%）		(加算措置の状況) —	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

五所川原市水道事業			水道事業（公営企業会計）市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 22,862 千円			1人当たり平均支給額 13,934 千円		

(注) 水道事業の退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度～平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。



ウ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	921 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	61,400 円
支給実績（24年度決算）	1,581 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	87,833 円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）である。

エ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		2,001 千円	166,750 円
	配偶者以外				
	1人目(配偶者あり) 6,500円				
	1人目(配偶者なし) 11,000円				
	2人目以降(1人につき) 6,500円				
※満16歳～満22歳の子 1人につき5,000円加算					
通勤手当	バス等交通機関利用者 限度額 55,000円 片道2km以上で自動車等交通用具利用者 2,000 ～ 24,500円	同じ		804 千円	268,000 円
住居手当	自宅 なし 借家、借間 限度額 27,000円	同じ		1,243 千円	88,745 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 15,000 ～ 125,000円			1,166 千円	388,500 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が 週休日、休日等に勤務したとき 4,000 ～ 12,000円	同じ		0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により単身 赴任となる職員 限度額 68,000円	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	五所川原市内その他寒冷の地域に 在勤する職員 7,360 ～ 17,800円	同じ		1,265 千円	70,278 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 64,510	千円 38,395	千円 16,551	% 25.7	% 25.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 2	千円 8,035	千円 617	千円 2,929	千円 11,581	千円 5,791	千円 6,084

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
五所川原市 工業用水道事業	45.5 歳	363,850 円	498,614 円
工業用水道事業 (公営企業会計) 市町村平均	44.2 歳	336,716 円	507,948 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

五所川原市工業用水道事業		工業用水道事業 (公営企業会計) 市町村平均	
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,465 千円		1人当たり平均支給額 (25年度) 1,424 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 — 月分 (—) 月分	勤勉手当 — 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 (5~15%)		(加算措置の状況) —	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

五所川原市工業用水道事業			工業用水道事業 (公営企業会計) 市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円			1人当たり平均支給額 7,777 千円		

ウ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	91 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	45,500 円
支給実績（24年度決算）	95 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	47,500 円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）である。

エ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		312 千円	312,000 円
	配偶者以外				
	1人目(配偶者あり) 6,500円				
	1人目(配偶者なし) 11,000円				
	2人目以降(1人につき) 6,500円				
※満16歳～満22歳の子 1人につき5,000円加算					
通勤手当	バス等交通機関利用者 限度額 55,000円 片道2km以上で自動車等交通用具利用者 2,000 ～ 24,500円	同じ		74 千円	36,600 円
住居手当	自宅 なし 借家、借間 限度額 27,000円	同じ		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 15,000 ～ 125,000円			0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が 週休日、休日等に勤務したとき 4,000 ～ 12,000円	同じ		0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により単身 赴任となる職員 限度額 68,000円	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	五所川原市内その他寒冷の地域に 在勤する職員 7,360 ～ 17,800円	同じ		140 千円	70,000 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 791,380	千円 △ 154,132	千円 61,772	% 7.8	% 7.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費27,732千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 13	千円 48,418	千円 5,383	千円 17,620	千円 71,421	千円 5,494	千円 6,093

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
五所川原市 下水道事業	43.0 歳	346,227 円	441,991 円
下水道事業 (公営企業会計) 市町村平均	44.0 歳	340,516 円	507,458 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

五所川原市下水道事業		下水道事業 (公営企業会計) 市町村平均	
1人当たり平均支給額 (25年度)		1人当たり平均支給額 (25年度)	
1,355 千円		1,443 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	1.35 月分	— 月分	— 月分
(1.40) 月分	(0.65) 月分	(—) 月分	(—) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 (5~15%)		—	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

五所川原市下水道事業			下水道事業 (公営企業会計) 市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)					
1人当たり平均支給額		24,899 千円	1人当たり平均支給額		11,486 千円

(注) 下水道事業の退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度~平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	368 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	30,667 円
支給実績（24年度決算）	705 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	54,230 円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）である。

エ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		2,166 千円	270,750 円
	配偶者以外				
	1人目(配偶者あり) 6,500円				
	1人目(配偶者なし) 11,000円				
	2人目以降(1人につき) 6,500円				
※満16歳～満22歳の子 1人につき5,000円加算					
通勤手当	バス等交通機関利用者 限度額 55,000円 片道2km以上で自動車等交通用具利用者 2,000 ～ 24,500円	同じ		463 千円	57,850 円
住居手当	自宅 なし 借家、借間 限度額 27,000円	同じ		1,138 千円	284,400 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 15,000 ～ 125,000円			333 千円	333,000 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が 週休日、休日等に勤務したとき 4,000 ～ 12,000円	同じ		0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により単身 赴任となる職員 限度額 68,000円	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	五所川原市内その他寒冷の地域に 在勤する職員 7,360 ～ 17,800円	同じ		939 千円	72,200 円